
足寄町農業委員会 第8回総会会議録

自 令和4年10月28日

至 令和4年10月28日

足寄町農業委員会

令和4年10月28日 第8回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員研修室にて招集

開会 午後1時30分
閉会 午後1時45分

1 出席委員

2番 吉川友二	3番 遠國和宏	7番 松田博幸
8番 遠藤 勇	9番 人見華代	10番 石黒彰
12番 吉村 進		

2 欠席委員

1番 飼取靖徳	4番 上妻良一	5番 菊地隆志
6番 宮口孝治	11番 岡元義春	

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務担当主査 飼取秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8回農業委員会総会

令和4年10月28日

開会 午後1時30分

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第8回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番飼取靖徳委員、4番上妻良一委員、5番菊地隆志委員、6番宮口孝治委員、11番岡元義春委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会會議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、7番松田博幸委員、8番遠藤勇委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地

賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、普通畠の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年9月30日であり、土地の引渡期日も令和4年9月30日です。

なお、解約された農地は、貸主が耕作します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

本件につきましては、石黒彰委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会會議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本

件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 34分 休憩
午後 1時 35分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上足寄131番5ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、9,060m²のうち、畑が5,001m²、採草放牧地が4,059m²です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は400,000円、10アール当たり44,100円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員から

調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番、人見華代現地調査委員。

○人見現地調査委員 本件は、今月20日、私と宮口委員長、上妻委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 36分 休憩
午後 1時 37分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第7号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番2番につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

1番2番は、令和4年9月30日開催の第7回足寄町農業委員会総会において、公

益財団法人北海道農業公社へ農用地の買入協議に係る要請を行った案件です。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛777番3ほか18筆、計19筆です。

地目につきましては、公簿は畠、宅地、公衆用道路、牧場、原野、現況は畠、農業用施設用地、採草放牧地です。

面積につきましては、312, 807. 80m²の内、畠が206, 121m²、採草放牧地が105, 506m²、農業用施設用地が1, 180. 80m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畠等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、18, 343, 000円、10アール当たり58, 600円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

次に、2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地244番2ほか32筆、計33筆です。

地目につきましては、公簿は畠、原野、山林、牧場、宅地、雑種地、現況は採草放牧地です。

面積につきましては、289, 697m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、採草放牧地を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権

の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、15, 000, 000円、10アール当たり51, 700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 1番2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛797番ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は宅地、原野、現況は畠です。

面積につきましては、21, 216. 21m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、100, 000円、10アール当たり4, 700円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、譲受人は酪農経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしてお

り、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄98番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、22,021m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、2,600,000円、10アール当たり118,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、譲受人は畠作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 4番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛821番ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畠、牧場、現況は畠、採草放牧地です。

面積につきましては、40,283m²の内、畠が36,346m²、採草放牧地が3,937m²です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畠等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,800,000円、10アール当たり44,600円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案調査書のとおり、譲受人は畜産経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 5番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第8回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1 時 45 分 閉会

議長 吉村 進

農業委員 松田 博幸

農業委員 並藤 翔

